

平成 25 年 11 月 22 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

終身保険「ページーライフ円」、収入保障保険「PGF 家族収入保険」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取：國部 毅）は、平成 25 年 11 月 25 日(月)より、終身保険「ページーライフ円」、収入保障保険「PGF 家族収入保険」（2 商品ともに引受保険会社はプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社）の取扱いを開始します。

1. 終身保険「ページーライフ円」

「ページーライフ円」は、「生涯にわたる死亡保障の確保」ができる円建ての終身保険です。保険料を月払等で払込みいただく「平準払いタイプ」とご契約時に将来の保険料の全部をまとめて払込みいただく「全期前納タイプ」の2タイプからお選びいただけます。また、特約を付加することにより、万一の保障にかえて、介護や老後の生活資金としてお受取りいただくことができ、将来のニーズの変化に柔軟に対応することができます。

2. 収入保障保険「PGF 家族収入保険」

「PGF 家族収入保険」は、「万一の時や障害状態で働けなくなった時にご家族の生活資金を確保したい」というお客さまのニーズにお応えする保険です。被保険者がお亡くなりになった場合、高度障害状態に該当した場合に加えて、所定の就労不能障害状態に該当した場合に、毎月年金をお受取りいただけます。また、うつ病など、所定の精神の障害に該当した場合には、特定障害年金を3年間、毎月お受取りいただけます。

三井住友銀行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んで参ります。

以 上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

(別紙1)

〈終身保険「ピージーライフ円(終身保険)」商品概要〉

しくみ図 (イメージ図)	<p>平準払いの場合</p> 								
主な保障内容	<table border="1" data-bbox="432 792 1458 1014"><thead><tr><th colspan="2">給付名称</th><th>支払事由</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">主契約</td><td>死亡保険金</td><td>被保険者が死亡されたときにお支払いします。</td></tr><tr><td>高度障害保険金</td><td>被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態*になられたときにお支払いします。</td></tr></tbody></table> <p>*詳しくは「ご契約のしおり・約款」別表をご覧ください。</p>	給付名称		支払事由	主契約	死亡保険金	被保険者が死亡されたときにお支払いします。	高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態*になられたときにお支払いします。
給付名称		支払事由							
主契約	死亡保険金	被保険者が死亡されたときにお支払いします。							
	高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態*になられたときにお支払いします。							
保険料払込方法	月払・半年払・年払・年払(全期前納)								
保険料払込期間	3年・5年・10年・15年・20年・25年・30年・55歳・60歳・65歳・70歳 75歳・80歳・85歳・終身払								
保険期間	終身								
被保険者の契約 年齢(満年齢)	0歳～75歳 ※保険料払込期間により異なります。								
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回またはご契約の解除)の対象となります。 ※お取扱いができない場合もあります。								
特約	<ul style="list-style-type: none">● 保険料払込免除特約I型● 災害死亡給付特約● 保険金等の支払方法の選択に関する特約● 指定代理請求特約● リビング・ニーズ特約● 疾病障害による保険料払込免除特約● 介護前払特約								

※商品の詳細につきましては、「重要事項に関するお知らせ(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

(別紙 2)

収入保障保険「P G F 家族収入保険 (就労不能障害保障型家族収入保険)」商品概要

<p>しくみ図 (イメージ図)</p>	<p>【家族年金・高度障害年金・就労不能障害年金】(年金受取総額の推移)</p> <p>家族年金、高度障害年金または就労不能障害年金の支払事由に該当した場合、保険期間満了時まで毎月お支払いします。</p> <p>年金受取総額</p> <p>【特定障害年金】 特定障害年金の支払事由に該当した場合、3年間、毎月お支払いします。</p> <p>保険期間</p> <p>ご契約</p> <p>保険期間満了</p> <p>保険期間満了日までの5年以内に支払事由に該当されたときでも5年間は年金が支払われます。</p>										
<p>主な保障内容</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給付名称</th> <th>支払事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家族年金</td> <td>被保険者が保険期間中にお亡くなりになった場合にお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>高度障害年金</td> <td>被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態*になられたときにお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>就労不能障害年金</td> <td>被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の就労不能障害状態*に該当した場合にお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>特定障害年金</td> <td>被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に就労不能障害状態のうち、所定の精神の障害*に該当した場合にお支払いします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 詳しくは「ご契約のしおり・約款」別表をご覧ください。</p>	給付名称	支払事由	家族年金	被保険者が保険期間中にお亡くなりになった場合にお支払いします。	高度障害年金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態*になられたときにお支払いします。	就労不能障害年金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の就労不能障害状態*に該当した場合にお支払いします。	特定障害年金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に就労不能障害状態のうち、所定の精神の障害*に該当した場合にお支払いします。
給付名称	支払事由										
家族年金	被保険者が保険期間中にお亡くなりになった場合にお支払いします。										
高度障害年金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態*になられたときにお支払いします。										
就労不能障害年金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の就労不能障害状態*に該当した場合にお支払いします。										
特定障害年金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に就労不能障害状態のうち、所定の精神の障害*に該当した場合にお支払いします。										
<p>保険料払込方法</p>	<p>月払・半年払・年払・年払 (全期前納)</p>										
<p>保険料払込期間</p>	<p>10年、15年、20年、25年、30年、55歳、60歳、65歳</p>										
<p>保険期間</p>	<p>歳満期：55歳、60歳、65歳 年満期：10年、15年、20年、25年、30年</p>										
<p>被保険者の契約年齢 (満年齢)</p>	<p>20歳～55歳 ※保険期間・保険料払込期間により異なります。</p>										
<p>最低支払保証期間</p>	<p>5年 (特定障害年金を除く)</p>										
<p>クーリング・オフ</p>	<p>クーリング・オフ制度 (お申込みの撤回またはご契約の解除) の対象となります。 ※お取扱いができない場合もあります。</p>										
<p>特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料払込免除特約 I 型 ● 災害死亡給付特約 ● 保険金等の支払方法の選択に関する特約 ● 指定代理請求特約 ● リビング・ニーズ特約 										

※商品の詳細につきましては、「重要事項に関するお知らせ (契約概要/注意喚起情報) 兼パンフレット」、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

<生命保険全般に関する留意点>

●ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。

●一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。

●外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。

●当行による元本および利回りの保証はありません。

●一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。

●外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。

●保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。

このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。

●保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。

●引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。

●保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。

●当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。

●法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

●保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。

●保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。

●くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。